



鵜に餌を与える鵜匠(岐阜市長良)

第2章

文化財の概要

第1節	指定の状況	10頁
第2節	保護団体の状況	11頁
第3節	歴史	13頁
第4節	周辺環境	16頁
第5節	既往の調査研究	19頁



第1節 指定の状況

本章では、重要無形民俗文化財「長良川の鵜飼漁の技術」の概要を示す。まずは文化財の指定の状況、保護団体の状況を改めて確認する。次に、鵜飼漁の歴史、両市の自然・地理や社会動向を押さえるとともに、既往の調査研究の成果を整理する。

<指定に至る経緯>

昭和53年11月28日に「小瀬の鵜飼技法」が関市重要無形民俗文化財に、昭和56年3月20日に「長良川鵜飼漁法」が岐阜市重要無形民俗文化財に指定され、2つの鵜飼漁は当初個別の文化財として保護されてきた。

平成16年度、岐阜市において翌年度予算要求に係るコンペ事業（職員提案を事業化する制度）に「魅力アップ！長良川鵜飼文化の再発見事業」が提案され、採択されたことを契機に、国庫補助事業を活用し、岐阜市長良と関市小瀬両方の鵜飼漁を対象とする習俗調査を開始した。平成18年度に報告書を刊行、平成20年度に記録映像を制作した。

平成20年2月5日、岐阜市長良と関市小瀬の鵜飼漁が「長良川の鵜飼漁」として岐阜県重要無形民俗文化財に指定された。平成21年度以降も、両市は連携して鵜飼漁の調査研究を継続し、鵜飼漁に関連する文化財指定等にも努めてきた（本章第5節参照）。

そして、平成27年3月2日、「長良川の鵜飼漁の技術」が国の重要無形民俗文化財に指定された。漁撈の技術としては日本初の指定である。同日、東京都千代田区の如水会館にて指定証書交付式が執り行われ、両保存会の会員である鵜匠が出席した。



指定証書交付式（平成27年3月2日）



<官報告示>

官報（第6482号）平成27年3月2日発行

○文部科学省告示第三十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十八条第一項の規定により、次の表に掲げる無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月二日

文部科学大臣 下村 博文

名称	所在地	保護団体
長良川の鵜飼漁の技術	岐阜県岐阜市、関市	岐阜長良川鵜飼保存会、小瀬鵜飼保存会

<指定に係る基本的な事項>

名称 : 長良川の鵜飼漁の技術
 ふりがな : ながらがわのうかいりょうのぎじゆつ
 種別1 : 民俗技術
 種別2 : 生産・生業
 指定証書番号 : 477
 指定年月日 : 2015.3.2（平成27.3.2）
 指定基準1 : (二) 技術の変遷の過程を示すもの
 指定基準2 : (三) 地域的特色を示すもの
 所在都道府県 : 岐阜県
 保護団体名 : 岐阜長良川鵜飼保存会、小瀬鵜飼保存会

※国指定文化財等データベースより抜粋



岐阜市長良の鵜飼漁



関市小瀬の鵜飼漁

第2節 保護団体の状況

<岐阜長良川鵜飼保存会>

[現在までの経緯]

平成19年5月18日 設立
 平成20年2月5日 岐阜県重要無形民俗文化財「長良川の鵜飼漁」の保護団体となる
 平成25年12月4日 国重要有形民俗文化財「長良川鵜飼用具」の所有者となる
 (旧所有者の長良川鵜匠組合から保存会に変更)
 平成27年3月2日 国重要無形民俗文化財「長良川の鵜飼漁の技術」の保護団体となる

【会の概要】

保存会は、毎年5月11日から10月15日まで鶺鴒飼漁を実施しており、岐阜市からの負担金を受けている。毎月、第2水曜日に長良川うかいミュージアムにて定例の総会（鶺鴒匠会議）を行っている。会員は岐阜市長良の鶺鴒匠6名で、鶺鴒匠の交代とともに会員も交代する。

氏名	役員	備考	
すぎやま まさひこ 杉山 雅彦	会長	長良川鶺鴒飼鶺鴒匠代表(屋号：マルワ)	㊦
やました てつじ 山下 哲司	副会長	長良川鶺鴒飼鶺鴒匠代表代行筆頭(屋号：マルヤマ)	㊧
すぎやま よしのり 杉山 喜規	監事	長良川鶺鴒飼鶺鴒匠代表代行(屋号：ヤマジョウ)	㊨
すぎやま しゅうじ 杉山 秀二	会計	長良川鶺鴒飼鶺鴒匠代表補佐(屋号：マルヨ)	㊩
やました じゅんじ 山下 純司	会員	長良川鶺鴒飼鶺鴒匠(屋号：マルイチ)	㊪
すぎやま ひでたか 杉山 英孝	会員	長良川鶺鴒飼鶺鴒匠(屋号：ワチガイ)	㊫

<小瀬鶺鴒飼保存会>

【現在までの経緯】

平成19年4月1日 設立

平成20年2月5日 岐阜県重要無形民俗文化財「長良川の鶺鴒飼漁」の保護団体となる

平成27年3月2日 国重要無形民俗文化財「長良川の鶺鴒飼漁の技術」の保護団体となる

【会の概要】

保存会は、毎年5月11日から10月15日まで鶺鴒飼漁を実施しており、関市からの補助金を受けている。会員は関市小瀬の鶺鴒匠3名で、鶺鴒匠の交代とともに会員も交代する。

氏名	役員	備考	
あだち たいち 足立 太一	会長	小瀬鶺鴒飼鶺鴒匠代表(屋号：カネモ)	㊬
いわさ まさあき 岩佐 昌秋	会員	小瀬鶺鴒飼鶺鴒匠(屋号：マルジュウ)	㊭
あだち よういちろう 足立 陽一郎	会員	小瀬鶺鴒飼鶺鴒匠(屋号：ジュウノジ)	㊮



第3節 歴史

<古代>

日本の鵜飼漁の起源は、稲作とともに中国から伝承したとする説、日本と中国で別個に発生したとする説があり、定かではない。保渡田古墳群（群馬県高崎市）の八幡塚古墳からは、魚をくわえて首元にひも状の輪を結ぶ鳥形埴輪が確認されている。7世紀初めに中国で成立した『隋書』「東夷伝 倭国条」には、「水多く、陸少なし、小環を以て鷓鴣の頂に掛け、水に入れて魚を捕へしむ、日に百余頭を得て、以て食に充つ」とあり、当時の日本における鵜飼漁の様子が描写されている。また、8世紀に成立した『古事記』や『日本書紀』に記された鵜飼漁に関する説話、天永3年（1112）に建築された鶴林寺（兵庫県加古川市）の太子堂壁画『九品来迎図』に描かれた日本最古の鵜飼漁の絵画等、かつての鵜飼漁の様子を知ることのできる資料が日本各地に伝えられている。

美濃国では、大宝2年（702）、正倉院宝物である「御野国」の「各牟郡中里」と伝えられる戸籍に、「鵜養部目都良売」という人物の記述が確認でき、鵜飼漁を生業としていた集団の出身者であることが推定される。また、承平年間（931～938）に成立した『倭名類聚抄』には、美濃国方県郡の記述に「鵜養」という名の郷が確認できる。さらに、延喜5年（927）に成立した『延喜式』には、美濃国をはじめ各国から鮎鮓、塩漬け、火干しの鮎等が献上されたと記されており、鵜飼漁が関係していた可能性がある。

<中世>

永享4年（1432）、室町幕府の第6代将軍である足利義教が富士山を遊覧した際、随行した堯孝法印が墨俣川で鵜飼漁を見物したことが『覧富士記』に記されている。堯孝法印はかつて北山殿にて行幸があった際、庭園の池に舟を浮かべて鵜飼漁を鑑賞したことを思い出している。

文明5年（1473）、前関白太政大臣である一条兼良が美濃を訪れた際、江口（現・岐阜市）にて鵜飼漁を見物したことが『ふち河の記』に記されている。6艘の鵜舟が篝火を灯して川を上るのを舟に乗って見物するとともに、鵜の捕った鮎をその場にて篝火で焼いて食す「篝焼」を堪能したという。

永禄11年（1568）、織田信長は武田信玄の使者である秋山伯耆守に鵜飼漁を見せて接待したことが、『甲陽軍鑑』に記されている。この時、信長は自ら鮎を選び、後日信玄に届けさせたという。

長良村の豪商が江戸時代に記した『中島両以記文』によると、美濃国の守護である土岐氏の時代から鵜飼漁に対して役鮎の徴収を行い、斎藤道三・織田信長の時代に役鮎を増加したといい、鵜飼漁の権利を保証するものであったと考えられる。

一方、小瀬の鵜飼漁の起源は、16世紀頃にさかのぼると推定される。始祖と言われる朝日^{あさひ}右馬介義利^{うまのすけ}が、小瀬村の足立与三右衛門家^{あだちよざえもん}の寄人となり、その分家扱いとして足立姓を名乗り、鵜飼漁を始めたと伝わる。また、各務郡岩田村の鵜匠が小瀬村に移住し、鵜飼漁を始めたとも伝わる。

<近世>

元和元年（1615）、大坂夏の陣からの帰途、岐阜に逗留した徳川家康・秀忠父子が鵜飼漁を見物したと伝えられている。同年、河崎喜右衛門^{かわさきえもん}が鮎鮓を調製・出荷する役を命じられ、江戸幕府への鮎鮓献上が始まる。鮎鮓^{うあゆ}には鵜鮎（鵜飼漁で捕れた鮎、鵜の食み痕あり）を用いることと定められており、岐阜町の御鮎所^{おすしどころ}でつくられた後、御鮎街道^{おすしかいどう}を通過して江戸城へ約5日間かけて届けられた。

同時に、鵜匠には川の自由な航行や、冬に鵜の餌を求めて餌飼^{えがい}をすることが認められており、他の川漁師に対しては、川に鮎を捕る仕掛けを設けたり鵜舟の先で漁をしたりすることを禁止する等、様々な特権が鵜匠に与えられた。江戸時代初期から享保14年（1729）までは、途中増減を経ながらも、長良14人・小瀬7人の鵜匠がいた。

岐阜町が元和5年（1619）に尾張藩領となって以降、歴代尾張藩主による鵜飼漁の上覧が慣例化する。『長良川上覧鵜飼図』（岐阜市歴史博物館所蔵）は、第12代尾張藩主の徳川齊荘^{とくがわりたか}が天保14年（1843）に鵜飼漁を上覧した際の様子を描いたもので、藩主の乗った御座舟^{ござぶね}を長良と小瀬の鵜舟21艘で囲む「からみ」を行う光景が描かれている。

貞享5年（1688）、松尾芭蕉は岐阜を訪れ、弟子とともに鵜飼漁を見物した。その時に詠んだ句が、「おもしろうて やがて悲しき 鵜舟かな」である。「おもしろうて」は、篝火に照らされて鵜が魚を捕る様子や鵜匠の手縄さばきの面白さを、一方で「悲しき」は、鵜舟が通った後の静寂や歓楽が過ぎた後の悲哀、殺生の罪業等を表現したと解釈することもできる。

江戸時代中期以降、不漁のため鵜飼漁は不振に陥り、御救金の支給や役鮎の半減が行われる。文久2年（1862）には江戸幕府への鮎鮓献上が廃止され、江戸幕府による保護が終焉する。慶応4年（1868）7月、長良の鵜匠^{ありすがわのみや}は有栖川宮の後ろ盾を得て、鮎粕漬^{あゆかすづけ}等の献上を行う。



『長良川上覧鵜飼図』（岐阜市歴史博物館所蔵）



<近代>

明治元年（1868）に小瀬の鵜匠が廃止され、明治4年（1871）の廃藩置県により尾張藩が消滅し、長良の鵜匠も廃止される。鵜匠は、鵜飼冥加金^{うかいみょうがきん}を納める代わりに鵜飼漁を続けることを岐阜県に認められるが、明治6年（1873）に他の漁師も税金を納めるようになり、従来の特権が相対的に低下することとなる。

明治11年（1878）、明治天皇が北陸東海を巡幸した際、岩倉具視^{いわくらともみ}をはじめとする随員が鵜飼漁を観覧するとともに、天皇に鮎が献上された。明治23年（1890）、国は長良村古津^{ふるつ}（岐阜市）、洲原村立花^{たちばな}（美濃市）、嵩田村上田^{こりょうば}（郡上市）の3か所を御猟場と定め、通年の禁漁区とし、明治32年（1899）には古津と立花でその範囲を延長した。同時に鵜匠は宮内省主猟局に所属し、安定した地位を得ることができた。

この頃から、鵜飼漁を観覧に供する体制が構築され始める。長良では、明治18～19年（1885～86）頃に鵜飼屋組合が組織され、遊覧船の経営を始めたと伝えられている。明治21年（1888）には長良遊船組合が結成されたほか、増加する遊覧客に対応するため、旅館や料理店も遊覧船を所有するようになる。明治31年（1898）に長良橋南詰に長良川遊船株式会社が設立された。大正11年（1922）にはイギリスのエドワード皇太子が鵜飼漁を観覧している。以降、鵜飼観覧船事業は、大正13年（1924）に岐阜市保勝会に譲渡された後、昭和2年（1927）に岐阜市直営となる。昭和11年（1936）と昭和36年（1961）の2度にわたり、チャールズ・チャップリンが鵜飼漁を観覧しており、昭和48年（1973）には年間で30万人を超える観光客が鵜飼漁を観覧している。

小瀬では、大正元年（1912）頃から小瀬付近の5軒ほどの農家が「石舟」^{いしふね}（川原石を川下に運ぶ舟）に客を乗せて見せたのが鵜飼観覧船の始まりという。大正元年（1912）、小瀬鵜飼遊船社が設立されるが、洪水により遊船が流出して有名無実となったという。昭和5年（1930）、関町有志と鵜匠により小瀬遊船土地株式会社（小瀬鵜飼遊舟会社や関遊舟会社とも記されている）が設立された。昭和12年（1937）には、鮎ノ瀬河畔にホテル建設の計画も進められていた。そして、昭和35年（1960）、関遊船株式会社が設立され、現在に至るまで関市小瀬の鵜飼観覧船事業を経営している。



昭和時代の鵜飼漁の写真
（岐阜市長良、岐阜市広報広聴課所蔵）



昭和時代の鵜飼漁の写真
（関市小瀬、岐阜市歴史博物館所蔵）

第4節 周辺環境

<自然・地理>

【岐阜市】

岐阜県南部に位置する中核市で、岐阜県の県庁所在地である。市域は東西 18.8km、南北 21.3km、面積 203.6km²を測る。名古屋から約 30km、東京から約 250km、大阪から約 140kmの距離に位置しており、北側は山県市、東側は関市・各務原市、西側は本巣市・瑞穂市・北方町、南側は羽島市・岐南町・笠松町に接している。

長良川は、市域の北東から南西にかけて流れている。流路延長は 25kmで、市域の水系はほぼ全てが長良川の支流である。長良川を境に、北側には美濃山地、南側には濃尾平野が広がっている。長良川・木曾川等が砂礫を運搬し、沈降して低地をつくったのが濃尾平野であり、典型的な平野の微地形が発達している。

長良川の平野部への出口には、金華山北麓を頂点として西に開いた海拔 10～20mの緩やかな扇状地が広がっている。扇状地では、流水が伏流水となり扇端や旧河道において湧水として見られる場合が多い。扇状地上の市街地等では、水道が普及する近年まで、伏流水を利用するために井戸が多く用いられた。

一方、古くから水害の被災地域としても知られており、昭和 34 年（1959）の伊勢湾台風で代表されるように、6月から10月にかけて襲来する台風は、甚大な洪水災害を引き起こしてきた。近年は、平成 30 年（2018）の西日本豪雨のように、集中豪雨による水害も増えてきている。

植生は、山地や丘陵はヤブツバキクラス域、低地部はヨシクラス域に分類される。山地は概ね樹林であり、クリ、コナラ林やアカマツ林、スギ・ヒノキ植林等の人為による二次的な里山環境が大半を占める。現状、植物 1,538 種の生育が把握されている。

生息する動物は、哺乳類 35 種、鳥類 231 種、爬虫類 17 種、両生類 16 種、魚類 61 種、昆虫類 3,358 種、貝類 102 種、甲殻類（十脚類）8 種、計 2,828 種が報告されている。

【関市】

岐阜県中南部に位置する市で、東西延長は約 34km、南北約 43km、面積は 472.33km²、全国でも珍しい V 字型の市域を形成している。北側は美濃市・郡上市・下呂市・福井県大野市、東側は七宗町・川辺町・美濃加茂市・富加町、南側は坂祝町・各務原市・岐阜市、西側は山県市・本巣市に接している。

市域中部から北部にかけて山地が広がり、南部は段丘で扇状地が広い範囲を占めており、標高差は約 1,400m ある。そのため、全般に北部が高く、南に向かって次第に高度が低下する地勢となっている。

長良川は市域の中央を流れ、支流である津保川が武儀・上之保地域、板取川が板取地域、



武儀川が武芸川地域を流れている。洪水災害の多い地域で、近年では平成16年の台風23号や平成30年の7月豪雨による洪水災害が起きている。長良川中流域にあたる小瀬は支流河川が集まる場所で、かつては河川交通、物流の拠点となっていた。また、台風や集中豪雨による長良川、津保川の氾濫が起き、洪水災害が起きている。

市域の総面積の約81%が森林を占め、北方系と南方暖地系が混じった植生が広がる。山にはコナラ林、アカマツ林、河川沿いにはスギやヒノキの人工林が分布している。また、河川沿いには竹林、ネザサ林、ススキ・チガヤ林等、河道内にはヤナギ低木林等で構成される落葉広葉樹林等が分布している。

生息する動物は、哺乳類にはノウサギ、ニホンザル、キツネ、タヌキ、イノシシ等がみられる。ヌートリア、アライグマなどの特定外来生物なども確認されている。

<社会動向>

[岐阜市]

人口は、大正後期から第二次世界大戦までの期間に、繊維工業の発展、幹線道路の整備、土地区画整理等により増加した。戦後、アパレル産業が発展し、周辺町村との合併が進められると、昭和50年(1975)に人口が40万人に増加した。平成27年(2015)の国勢調査によると人口は約40.7万人である。

東海北陸自動車道が市域東側に位置し、市北部では東海環状自動車道西回り区間の整備が進められている。東名・名神高速道路に接続できるため、市外、県外からのアクセス・利便性の向上が期待されている。市内の道路交通網は市の中心部から放射状に整備され、これらを連携する環状道路も整備されている。バスは岐阜駅を拠点として岐阜バスが運行し、コミュニティバスも市内を運行している。鉄道は、東海旅客鉄道東海道線が西から市の中心部で南に折れ、名古屋市方面に運行している。また、名古屋鉄道は、市の中心部から名古屋市や各務原市方面に運行しており、中部国際空港とも直接接続する。

市内の観光地点は、岐阜県の観光統計によると、岐阜公園等の施設型の観光地点16地点、道三まつりやぎふ信長まつり等のイベント型の観光地点8地点の計24地点が挙げられている。これらの観光地点は、長良川沿いの金華山や、岐阜公園及びその周辺の市街地に集中している。

主な農産物は、米、大根、枝豆、いちご、柿、花き等である。柿は「富有柿」、大根は「守口大根」、最近では「岐阜えだまめ」が有名である。大根、枝豆、ほうれん草は、長良川が運んできた肥沃な砂地が堆積されている長良川右岸地域を中心に栽培されている。工業としては繊維産業が市内及び周辺市町に集積しており、岐阜駅前には卸売業を行う問屋街が形成され、卸売業としての機能を果たしてきたが、衣料品分野の国内需要の不振、中国をはじめとするアジア諸国からの安価な繊維製品流入の影響を受け、事業所数・従業員数・出荷額ともに減少している。

特産品として、岐阜提灯・岐阜和傘・岐阜団扇等が有名である。「岐阜提灯」は、経済産業大臣指定伝統的工芸品に選ばれている。また、「岐阜和傘」「岐阜団扇」「のまり鯉・花合



岐阜提灯・岐阜和傘・岐阜団扇

羽（油紙）「美濃筒引き本染め・手刷り捺染」は、岐阜県郷土工芸品に指定されている。

【関市】

人口は、昭和40年（1965）まで約6.7万人でほぼ横ばいで推移していたが、この年を境に平成12年（2000）まで大きく増加した。平成17年（2005）に武儀郡5町村と合併し、同年の約9.3万人をピークに、人口は減少していく。

東海北陸自動車道と東海環状自動車道の結節点に位置しており、国道156号線、国道248号線等の幹線道路を軸として、県道、市道が連結している。東海北陸自動車道を利用すると名古屋から約50分、大阪から約3時間の距離にあり、中京圏はもとより、近畿圏からも比較的近距离にある。鉄道は南部に長良川鉄道が通り、北は郡上市と繋がっている。岐阜市内からの路線バス、市内には関シティバスが運行しているほか、名古屋や新宿をつなぐ高速バスも運行している。関駅西口駅前広場に「関シティターミナル」があり、長良川鉄道、高速バス、コミュニティバス、デマンドバスの乗り継ぎ拠点となっている。

市内には、美しい自然を満喫できるキャンプ場や自然公園、温泉施設など、レジャー施設が多くあり、多くの行楽客が訪れている。そのほか、観光地としてモネの池と呼ばれる「名もなき池」、百年公園、あじさいロード、一色カタクリの里、寺尾ヶ原千本桜公園、川浦溪谷など、豊かな自然をいかした場所が市内各所に点在する。また、毎年10月に開催される「刃物まつり」には、多くの観光客が訪れる。

鎌倉時代末期から日本刀の生産が始まったと伝わっている。「折れず 曲がらず よく切れる」として、戦国時代には武将の間で愛用されていた。刀鍛冶由来の刃物製造の技術や工法は脈々と受け継がれ、「刃物のまち」として世界に誇る産業資源となっている。現在はナイフ、はさみ、医療器具などが製造され、その出荷額は日本一である。また、豊かな自然環境や独特な歴史・文化、恵まれた広域交通網などの強みを生かした農業、商業、工業、観光なども盛んであり、特に農業では円空いも、キウイフルーツ、ゆずなどが生産されている。



古式日本刀鍛錬の様子



第5節 既往の調査研究

<学術調査>

両市では、鵜飼漁を対象に、様々な分野（民俗学、文化人類学、歴史学、歴史地理学、生態学、美術史、観光学等）にわたる学術調査を実施している。両市は、学識経験者に調査を依頼し、調査委員会が内容について審議しながら調査研究を進めている。

これまでの学術調査の方針として、まずは鵜飼漁の文化財としての価値を明らかにするために鵜飼漁の全般的な習俗調査に着手した。また、岐阜市長良・関市小瀬それぞれの地域で用具の詳細調査を実施した。

その後、鵜飼漁を支える関連技術の習俗調査へと対象を拡大した。また、文化的景観の調査として、鵜匠家の家屋や施設、長良や小瀬の地域等、鵜飼漁に関わる空間を対象とする調査も実施している。

現在は、鵜飼漁に関連する幅広い対象を様々な角度から調査する総合調査へと移行した。また、日本における長良川の鵜飼漁の特徴・位置づけを明確化することを目的に、両市共同で全国鵜飼習俗基礎調査を継続している。

[両市共同の学術調査]

調査項目	調査期間	調査対象
鵜飼漁の習俗調査	H17～18	岐阜市長良・関市小瀬における鵜飼漁の習俗全般 (鵜飼漁の技術、鵜匠制度、御料鵜飼、餌飼、年中行事、用具等)
全国鵜飼習俗基礎調査	H30～	日本で鵜飼漁が行われている全ての地域の鵜飼漁の習俗

[岐阜市の学術調査]

調査項目	調査期間	調査対象
関連技術の習俗調査	H21～28	<ul style="list-style-type: none"> ・鵜匠家に伝承する鮎船製造技術(H21) ・鵜飼観覧船造船技術(H21) ・鵜飼観覧船操船技術(H22～23) ・鵜匠装束製作技術(H25～28)
用具の詳細調査	H27～R1	岐阜市長良の鵜飼漁で使用されていた用具(岐阜市歴史博物館所蔵) ※国の重要有形民俗文化財「長良川鵜飼用具」に指定されているもの以外
文化的景観の調査	H20～	岐阜市長良の鵜飼漁に関連する景観を構成する要素 (長良川、鵜飼屋地区、道路、家屋、施設、神明神社 等)
総合調査	H28～	<ul style="list-style-type: none"> ・中国の鵜飼漁との比較調査(H28～30) ・鵜匠家の文献史料調査(H28～29) ・鷹狩との比較調査(H28～29) ・鵜の生態調査(R1～3)

【関市の学術調査】

調査項目	調査期間	調査対象
関連技術の習俗調査	H21～22	鵜飼用具作製に関わる竹細工技術
用具の詳細調査	H22～27	関市小瀬の鵜飼漁で使用されていた用具（鵜匠家及び関市所蔵）
文化的景観の調査	H29～R1	関市小瀬の鵜飼漁に関連する景観を構成する要素（長良川、小瀬の集落、家屋、石造物、永昌寺等）
総合調査	H28～	・鵜舟の調査（H28～） ・小瀬の鵜飼漁と川合玉堂の調査（H29～R1）

＜文化財指定等＞

両市は、鵜飼漁に関係する様々な文化財について、積極的に指定等を行ってきた。現在、鵜飼漁に関連する文化財は、以下の一覧表のとおりである。学術調査を開始する以前の指定や両市以外の指定もあるが、大部分は近年の学術調査によって新たに価値を明らかにすることができたものである。

また、「[信長公のおもてなし]が息づく戦国城下町・岐阜」の日本遺産認定や「清流長良川の鮎～『里川』における人と鮎のつながり～」の世界農業遺産認定等、文化財指定等以外の評価も受けている。

種別	指定等	名称
有形文化財	関市重要文化財(平成18年6月6日指定)	鵜匠の家屋
民俗文化財(有形)	国重要有形民俗文化財(昭和30年4月22日指定)	長良川鵜飼用具
	関市重要有形民俗文化財(平成26年3月31日指定)	小瀬の鵜飼用具
民俗文化財(無形)	日立市無形民俗文化財(平成4年12月1日指定)	鵜捕りの技術
	岐阜市重要無形民俗文化財(平成22年3月29日指定)	鵜匠家に伝承する鮎鮓製造技術
	岐阜市重要無形民俗文化財(平成22年3月29日指定)	長良川鵜飼観覧船造船技術
	関市重要無形民俗文化財(平成22年6月10日指定)	鵜飼用具作製に関わる竹細工技術
	岐阜市重要無形民俗文化財(平成24年3月23日指定)	長良川鵜飼観覧船操船技術
	岐阜市重要無形民俗文化財(平成29年4月25日指定)	鵜匠装束(藁製品)製作技術
記念物	国史跡(昭和34年3月2日指定)	弥勒寺官衙遺跡群
	国史跡(平成23年2月7日指定)	岐阜城跡
	国重要文化的景観(平成26年3月18日選定)	長良川中流域における岐阜の文化的景観
その他	日本遺産(平成27年4月24日認定)	「信長公のおもてなし」が息づく戦国城下町・岐阜
	世界農業遺産(平成27年12月15日認定)	清流長良川の鮎～『里川』における人と鮎のつながり～

鵜飼漁に関連する文化財等（令和3年3月時点）



名称	鶺鴒の家屋	指定	関市重要文化財(平成18年6月6日指定)
概要	足立陽一郎鶺鴒匠の家屋である。母屋は江戸時代後期に建てられたものと考えられる。母屋の他に鶺鴒が生活する鳥屋、土蔵、中庭がある。中庭には鶺鴒が水浴びをする水場(プール)がある。このように、鶺鴒匠が鶺鴒と同じ空間で生活し訓練するための施設として、鶺鴒匠の住居空間である母屋とともに鶺鴒匠の独特の建物配置を残すものとして重要である。		
写真			
	鶺鴒の家屋	鶺鴒の家屋の中庭	

名称	長良川鶺鴒用具	指定	国重要有形民俗文化財(昭和30年4月22日指定)
概要	岐阜市長良の各鶺鴒匠家で使用していた鶺鴒漁に関わる用具。鶺鴒期間中の用具、餌飼*の用具、手縄や腰蓑を製作するための用具など六つに分類され、長良川における鶺鴒漁の全容を網羅し、現在では使われていない用具も多数含まれている。 *餌飼…休漁期間中、昼間に川や池などで、鶺鴒に自由に魚を獲らせる事。現在は行われていない。		
写真			
	帆を張り、めばり棒を立てた鶺鴒舟	せんじ(泊り餌飼の炊事用具)	

名称	小瀬の鶺鴒用具	指定	関市重要有形民俗文化財(平成26年3月31日指定)
概要	関市小瀬の鶺鴒匠家にも多くの鶺鴒用具が代々受け継がれている。指定されている鶺鴒用具は各鶺鴒匠家で保管されてきたものであるため、鶺鴒用具の全体像がわかる一括資料として非常に歴史的価値が高いものである。		
写真			
	宮内省御用鶺鴒通送用箱	帆掛舟の復元	

第2章 文化財の概要

第2章

文化財の概要

名称	鶺鴒捕りの技術	指定	日立市無形民俗文化財(平成4年12月1日指定)
概要	<p>茨城県日立市十王町の伊師浜海岸に設けられた鶺鴒捕り場は、渡りの途中休息するために飛来してきた鶺鴒を捕獲し、全国の鶺鴒飼漁が行われている地域に供給する日本唯一の場所である。</p> <p>鶺鴒捕り場の断崖の岩場に野生の鶺鴒が舞い降りると、鶺鴒捕獲者は鳥屋に素早く移動し、覗き穴から外の様子を窺いながら慎重にカギ棒を鶺鴒の足に引っかけて捕獲する。</p>		
写真	 <p>覗き穴から外の様子を窺い、慎重にカギ棒を差し出す鶺鴒捕獲者</p>	 <p>捕獲直後の鶺鴒</p>	
名称	鶺鴒匠家に伝承する鮎鮓製造技術	指定	岐阜市重要無形民俗文化財(平成22年3月29日指定)
概要	<p>岐阜市長良の鶺鴒匠家でつくられている鮎鮓は、毎年11～12月に、飯と塩で鮎を約一か月発酵させた食品で、「すし」の中でも酢を使わずに作る「なれずし」の一種である。</p> <p>江戸時代に岐阜町の「御鮎所」で作られていた幕府御用の献上鮎鮓の製造法と類似する点が多く、その伝統を引くものと考えられる。</p>		
写真	 <p>鮎の腹に飯を詰め、桶に漬け込む</p>	 <p>漬けあがり、皿に盛った鮎鮓</p>	
名称	長良川鶺鴒観覧船造船技術	指定	岐阜市重要無形民俗文化財(平成22年3月29日指定)
概要	<p>岐阜市では、15人乗りから30人乗りの鶺鴒観覧船を、専門の舟大工が造る。板材には水に強く軽いコウヤマキを使用し、長良川流域の舟大工と共通する伝統的な技術を継承するとともに、大型船であることや屋形を常設することなど、他の川船には無い船体構造に由来する独自の技術が見られる。</p>		
写真	 <p>造船中の鶺鴒観覧船</p>	 <p>「モジ」と呼ばれる道具を使い、釘穴を広げる</p>	



名称	鵜飼用具作製に関わる竹細工技術	指定	関市重要無形民俗文化財(平成22年6月10日指定)	
概要	鵜飼漁で使用する竹籠を作製する竹細工の技術である。籠の種類は鳥屋で鵜を飼う鳥屋籠、鵜を運ぶ鵜籠（フタツザシ、ヨツザシ）、捕った魚を吐かせる吐け籠（大・小）の5種類である。これらの鵜飼漁専用の籠を作製する技術の指定である。現在は、NPO 法人グリーンウッドワーク協会竹部会が技術を受け継ぎ活動をしている。			
写真			鵜籠を編む竹細工師	鵜籠を使用している様子

名称	長良川鵜飼観覧船操船技術	指定	岐阜市重要無形民俗文化財(平成24年3月23日指定)	
概要	岐阜市における木造の鵜飼観覧船は、棹と櫂を組み合わせて使い、船を進める。船頭は、常に変化する風速や風向、水位や流速、他船や鵜舟の動きなどを予測し、同乗の船頭と協調して無駄のない操船を行う。操船技術には、他の河川における船頭には見られない地域的な特色が見られる。			
写真			三人の船頭で、棹を使用して上流に登る様子	「御料場」付近にて、舳(船首側)と鱧(船尾側)の両方の船頭が櫂を使用して操船する様子

名称	鵜匠装束(藁製品)製作技術	指定	岐阜市重要無形民俗文化財(平成29年4月25日指定)	
概要	鵜匠装束の製作には、腰蓑や足半を製作する技術に代表されるように、鵜飼漁に最適な機能が確保されるよう、熟練を要する高い技術が用いられており、特に腰蓑のツボを縫う技術には、それが顕著に表れている。また、丁寧にツボを縫うことで、結果的に鵜飼漁を見せるにふさわしい美しさを兼ね備えた腰蓑へと仕上がる。			
写真			腰蓑のカケソを編む様子	腰蓑のツボを縫う様子

第2章 文化財の概要

第2章

文化財の概要

名称	弥勒寺官衙遺跡群	指定	国史跡(昭和34年3月2日指定)
概要	<p>弥勒寺官衙遺跡群は奈良時代から平安時代中期ごろまで武儀郡を治めた役所跡の弥勒寺東遺跡とこの地を治めたムゲツ氏の氏寺である弥勒寺跡、ムゲツ氏の奥津城と考えられる池尻大塚古墳から成っている。長良川の右岸に広がり、鵜飼漁とともに地域に欠かせない歴史遺産である。</p>		
写真			
弥勒寺東遺跡(北西上空から撮影)	弥勒寺東遺跡(正倉跡)(南から撮影)		
名称	岐阜城跡	指定	国史跡(平成23年2月7日指定)
概要	<p>永禄10年(1567)、織田信長が入城し、天下統一の拠点とした山城である。岐阜城が築かれた金華山(稲葉山)は、中世から現在に至るまで、景勝地として認知されてきた山である。特に、鵜飼漁の借景として名高く、近世における数多くの絵画史料に、金華山、長良川、そして鵜飼漁が行われている様子が一体的に描かれている。</p>		
写真			
岐阜城跡(北西上空から撮影)	金華山を借景とした鵜飼漁の様子		
名称	長良川中流域における岐阜の文化的景観	指定	国重要文化的景観(平成26年3月18日選定)
概要	<p>長良川中流域における岐阜の文化的景観は、長良川と金華山、町と人々が一体となって形成してきた「岐阜市の原風景」である。金華山を背景にして行われる鵜飼漁は、地域の人々にとって身近な風景である。人と長良川のつながりにより形成された風景が現代に継承されている。</p>		
写真			
「長良川中流域における岐阜の文化的景観」全覧図[夜] (奈良文化財研究所景観研究室作成)	鵜匠と船頭が鵜舟に乗り込み、出船する様子		



名称	「信長公のおもてなし」が息づく戦国城下町・岐阜	指定	日本遺産(平成27年4月24日認定)
概要	<p>岐阜城を拠点に天下統一を目指した織田信長は、岐阜の地に最高のおもてなし空間を創出した。永禄11年(1568)には、武田信玄の使者である秋山伯耆守に鵜飼漁を見せてもてなすとともに、獲れた鮎を自ら確認して信玄に届けさせている。鵜飼漁の観覧や船上で行われる船遊びなど、信長によるおもてなしは現在の岐阜市観光の骨格をなしており、岐阜の町に息づいている。</p>		
写真			
	屋形船から鵜飼漁の観覧を楽しむ多くの人々		船上で行われる船遊び

名称	清流長良川の鮎～『里川』における人と鮎のつながり～	指定	世界農業遺産(平成27年12月15日認定)
概要	<p>長良川は、流域の人々の暮らしの中で清流が保たれている。その清流で鮎が育ち、清流と鮎は、地域の経済や鵜飼漁をはじめとする伝統漁法などの歴史文化と深く結びついている。長良川における人の生活、水環境、漁業資源が連環する里川のシステム(長良川システム)が構築されている。</p>		
写真			
	長良川に生息する鮎		御料鵜飼で捕れた鮎

< 報告書 >

学術調査で得られた成果は、随時報告書にまとめて刊行してきた。これまでに合計7冊（岐阜市4冊、関市3冊）の報告書を作成し、行政機関、博物館施設、県内図書館、市内小中学校等に配布している。

[岐阜市]

書籍名	『長良川鵜飼習俗調査報告書』				
刊行年	平成19年3月	作成主体	岐阜市教育委員会	頁数	282頁
章立て	はじめに—長良川鵜飼の視点— 第1章 鵜飼の技術 第2章 長良川鵜飼の特色		第3章 鵜飼とその周辺 第4章 鵜飼資料 おわりに—世界の中の長良川鵜飼—		
備考	国庫補助、県補助、関市負担金を活用して作成				

書籍名	『長良川鵜飼習俗調査報告書Ⅱ』				
刊行年	平成23年3月	作成主体	岐阜市教育委員会	頁数	129頁
章立て	はじめに—長良川の伝統的漁法と関連して— 第1章 鮎鮓製造技術 第2章 鵜飼観覧船造船技術		第3章 舟大工の道具と鵜飼観覧船のつくり 第4章 鵜飼史料と解説		

書籍名	『長良川鵜飼習俗調査報告書Ⅲ』				
刊行年	平成27年3月	作成主体	岐阜市教育委員会	頁数	143頁
章立て	はじめに 長良川鵜飼の本質—漁と見せる鵜飼— 第1章 絵画資料にみる鵜飼習俗 第2章 北洞写真群にみる鵜飼習俗		第3章 鵜飼観覧船操船技術 第4章 鵜匠の衣装に見られる「漁の労働着」と「見せる装束」		

書籍名	『長良川鵜飼習俗調査報告書Ⅳ』				
刊行年	平成30年3月	作成主体	岐阜市教育委員会	頁数	143頁
章立て	寄稿 人と動物の民俗 —重要無形民俗文化財「長良川の鵜飼漁の技術」 を中心に— 第1章 鷹狩と鵜飼の比較史		第2章 鵜匠装束製作技術 第3章 山下家文書目録(その三)・解題およびに翻刻		

[関市]

書籍名	『長良川の鵜飼—関市小瀬鵜飼習俗調査報告書一』				
刊行年	平成24年3月	作成主体	長良川伝統漁法保護事業実行委員会	頁数	103頁
章立て	はじめに—小瀬鵜飼の概要— 第1章 鵜飼用具作製にかかわる竹細工技術 第2章 石原氏の竹細工道具		第3章 石原文雄氏が作製した竹細工製品 第4章 足立陽一郎家所蔵文書		



書籍名	『長良川の鵜飼—関市小瀬鵜飼習俗調査報告書Ⅱ—』				
刊行年	平成28年3月	作成主体	関市教育委員会	頁数	192頁
章立て	はじめに—小瀬鵜飼をめぐる環境— 第1章 調査の概要		第2章 関市重要有形民俗文化財「小瀬の鵜飼用具」について おわりに—関市における小瀬鵜飼普及啓発事業—		

書籍名	『長良川の鵜飼—関市小瀬鵜飼習俗調査報告書Ⅲ—』				
刊行年	令和2年3月	作成主体	関市	頁数	69頁
章立て	はじめに—調査の目的と経緯— 第1章 小瀬の文化的景観—小瀬鵜飼の時空間—		第2章 小瀬鵜飼と川合玉堂について		

<記録映像>

岐阜市及び岐阜長良川保存会は、学術調査と連動して、鵜飼漁に関わる記録映像をこれまでに4作品制作した。記録映像は、作品ごとに制作目的及び撮影対象が異なる。これらは、市内の関係施設に配布して貸出・上映を行っている。また、YouTubeの「岐阜市公式チャンネル」でも公開している。

題名	『長良川鵜飼習俗記録映像』				
制作年	平成21年3月	制作主体	岐阜市教育委員会	制作目的	記録保存
概要	鵜飼漁の現時点での姿を映像におさめ、後世に伝えていくための記録映像 普及版：12分 記録版：長良川の鵜飼(12分40秒)、鵜をならす(7分54秒)、 鵜匠の技(わざ)(6分35秒)、鵜舟を操る技術(7分15秒)、 鵜飼の準備と道具の手入れ(17分9秒)、「鵜飼屋」の一年(16分40秒)				

題名	『長良川鵜飼観覧船関連技術記録映像』				
制作年	平成25年3月	制作主体	長良川鵜飼文化の魅力発信事業実行委員会	制作目的	伝承・後継者育成
概要	観覧船船頭・観覧船舟大工の技術を詳細に撮影し、後継者を育成していくための記録映像 普及版：23分34秒 伝承版：鵜飼観覧船のあらまし(2分35秒)、船頭のわざ(34分54秒)、 舟大工のわざ(20分56秒)、技術の継承(6分2秒)				

題名	『鵜飼文化伝承者記録映像—船頭編—』				
制作年	令和元年12月	制作主体	岐阜長良川鵜飼保存会	制作目的	広報・普及
概要	船頭の一日の仕事や操船技術、船頭体験教室の様子などを紹介する記録映像 本編：7分4秒				

題名	『鵜飼 人と自然との語らい』				
制作年	令和2年3月	制作主体	岐阜市教育委員会	制作目的	広報・普及
概要	「人と自然(鵜・鮎・川)との関わり」という切り口で鵜飼漁をPRするための記録映像 本編：9分55秒 ショートバージョン：3分37秒 ※それぞれ日本語版・英語版に対応				

<調査研究に関わる取組一覧>

●学術調査に関わること ★文化財指定等に関わること ■報告書・記録映像に関わること

年度	岐阜市	関市
昭和30年度	★「長良川鵜飼用具」国重要有形民俗文化財指定 (S30.4.22)	
昭和34年度		★「弥勒寺官衙遺跡群」国史跡指定 (S34.3.2) ※追加指定 (H6.10.11)、追加指定・名称変更 (H19.2.6)、追加指定 (H28.3.1)
昭和53年度		★「小瀬の鵜飼技法」関市重要無形民俗文化財指定 (S53.11.28)
昭和56年度	★「長良川鵜飼漁法」岐阜市重要無形民俗文化財指定 (S56.3.20)	
平成4年度	★「鵜捕りの技術」日上市無形民俗文化財指定 (H4.12.1)	
平成17年度	●鵜飼漁 (岐阜市長良・関市小瀬) の習俗調査 (~H18)	
平成18年度		★「鵜匠の家屋」関市重要文化財指定 (H18.6.6)
平成19年度	■「長良川鵜飼習俗調査報告書」刊行 (H19.3)	
平成19年度	★「長良川の鵜飼漁」岐阜県重要無形民俗文化財指定 (H20.2.5)	
平成20年度	●文化的景観の調査 (継続)	
平成20年度	■「長良川鵜飼習俗記録映像」制作 (H21.3)	
平成21年度	●関連技術 (鮎鮓製造、観覧船造船) の習俗調査 ★「鵜匠家に伝承する鮎鮓製造技術」岐阜市重要無形民俗文化財指定 (H22.3.29) ★「長良川鵜飼観覧船造船技術」岐阜市重要無形民俗文化財指定 (H22.3.29)	●関連技術 (竹細工) の習俗調査 (~H22)
平成22年度	●関連技術 (観覧船操船) の習俗調査 (~H23) ★「岐阜城跡」国史跡指定 (H23.2.7) ■「長良川鵜飼習俗調査報告書Ⅱ」刊行 (H23.3)	●用具の詳細調査 (~H27) ★「鵜飼用具作製に関わる竹細工技術」関市重要無形民俗文化財指定 (H22.6.10)
平成23年度	★「長良川鵜飼観覧船操船技術」岐阜市重要無形民俗文化財指定 (H24.3.23)	■「長良川の鵜飼—小瀬鵜飼習俗調査報告書—」 (H24.3)
平成24年度	●長良川鵜飼観覧船関連技術の記録映像撮影 (~H24) ■「長良川鵜飼観覧船関連技術記録映像」 (H25.3)	
平成25年度	●関連技術 (装束製作) の習俗調査 (~H28) ★「長良川中流域における岐阜の文化的景観」国重要文化的景観選定 (H26.3.18)	★「小瀬の鵜飼用具」関市重要有形民俗文化財指定 (H26.3.31)
平成26年度	★「長良川の鵜飼漁の技術」国重要無形民俗文化財指定 (H27.3.2)	
平成26年度	■「長良川鵜飼習俗調査報告書Ⅲ」刊行 (H27.3)	
平成27年度	●用具の詳細調査 (~R1) ★「信長公のおもてなし」が息づく戦国城下町・岐阜」日本遺産認定 (H27.4.24)	■「長良川の鵜飼—小瀬鵜飼習俗調査報告書Ⅱ—」 (H28.3)
平成27年度	★「清流長良川の鮎〜「里川」における人と鮎のつながり〜」世界農業遺産認定 (H27.12.15)	
平成28年度	●総合調査 (中国との比較 (~H30)、文献史料 (~H29)、鷹狩との比較 (~H29))	●総合調査 (鵜舟) (~R4)
平成29年度	★「鵜匠装束 (藁製品) 製作技術」岐阜市重要無形民俗文化財指定 (H29.4.25) ■「長良川鵜飼習俗調査報告書Ⅳ」刊行 (H30.3)	●文化的景観の調査 (~R1) ●総合調査 (川合玉堂) (~R1)
平成30年度	●全国鵜飼習俗基礎調査 (継続)	
令和元年度	●総合調査 (鵜の生態 (~R3)) ■「鵜飼文化伝承者記録映像—船頭編—」制作 (R1.12) ■「鵜飼 人と自然との語らい」制作 (R2.3)	■「長良川の鵜飼—小瀬鵜飼習俗調査報告書Ⅲ—」 (R2.3)
令和2年度	重要無形民俗文化財「長良川の鵜飼漁の技術」保存活用計画作成	